

観光財源に係る宿泊事業者向け説明会の報告について

開催日時	令和 8 年 8 月 31 日（月） 10:00～、9 月 1 日（火） 10:00～
開催場所	置賜総合文化センター 203 研修室
出席者	観光課：富取課長、斎藤補佐、佐藤祥主査、田上観光戦略企画官
参加者	8/31（月） 小野川温泉河鹿荘、ロイヤルパインズホテル米沢、時の宿すみれ、湯滝の宿西屋、米沢みさわ小学校、ホテルモントビュー米沢、アルプ天元台、鈴の宿登府屋旅館、姥湯温泉 榊形屋、ホテルつたや 計 10 事業所 12 名 9/1（火） 湯杜 匠味庵 山川、亀屋万年閣、ペンションおもちゃばこ、スマイルホテル米沢、高砂屋旅館、宝寿の湯、ホテルスロービレッジ米沢、大平温泉 滝見屋、鈴の宿 登府屋旅館、吾妻荘、ホテルつたや 計 11 事業所 11 名
資料	・次第 ・米沢市における新規観光財源の検討について
会議内容	
【（１）開会】 【（２）挨拶】 【（３）米沢市における新規観光財源の検討について】 事務局より資料の通り説明。 参加者からの発言は以下の通り。 8/31（月） ■参加者 ○温泉業界としては、入湯税がこれまで鉱泉源の保護に十分活用されてこなかったことを踏まえ、まず入湯税の使途を整理し、適切な活用方法について結論を出した上で、新たな観光財源を検討すべきと考えている。既存財源の使途が明確でない中で新たな税を導入すれば、「何に使われるのか分からない」という不安が生じる。入湯税については、新たな観光財源の検討よりも議論の機会を増やし、早急に結論を出していただきたい。 ○入湯税の使途と宿泊税を並行して検討することには疑問がある。入湯税について結論を出した上で新規の観光財源を検討しなければならないのではないか。また、新規観光財源等検討委員会で入湯税について議論すること自体が適切なかどうか、整理が必要ではないか。 ○宿泊事業者が入湯税と宿泊税の双方の特別徴収義務者となり、負担が増加する。仮に宿泊税が 3% で導入されれば、宿泊料金によっては 1,000 円程度の負担増となる可能性がある点も認識していただきたい。 ○資料に「観光施設の老朽化に伴う必要性」とあるが、具体的にどの施設を指しているのか。市所有施設の修繕に、宿泊事業者から徴収する宿泊税を充てるといった趣旨なのか確認したい。	

- 資料には「宿泊者を増やす」という目的が明記されていない。宿泊者の増加を目的として施策を実施することを明確に示していただきたい。「観光施設の老朽化への対応」を大項目として掲げられると、宿泊税の税収が宿泊業界に還元されるのか分からず、税の目的も不明確である。宿泊業界が廃業すれば税を徴収することもできなくなるため、宿泊事業者と直接関係する施策を明確に示していただきたい。
- 他県の宿泊税の使途を見ると、宿泊者の増加につながる施策よりも、祭りや自治体の観光施設整備等に活用されている例が多い。「米沢市の税収として、市が自由に使う」という形になれば本来の趣旨から外れる。税を納める特別徴収義務者を守り、宿泊業界の発展につながる施策に活用されなければ、将来的な税収の確保も難しくなることを理解していただきたい。
- 観光振興計画において、宿泊者数についても目標及び KPI を設定していただきたい。宿泊者数の増加を目標として施策を実施することで、宿泊税の活用が宿泊者数の増加につながったかを評価でき、税の効果も明確になる。
- 市立病院で導入されている駐車場の課金制度と同様の仕組みを、伝国の杜、道の駅、お祭り広場周辺等にも導入するなど、宿泊税以外の財源確保についても検討すべきではないか。
- 実際に宿泊税を納付する先は税務課となるため、税務課の担当者にもこのような会に出席していただきたい。
- 特別徴収事務交付金について、決済手数料等として 3～5%程度の費用が発生し、その負担は事業者が負っている。この費用を単純に特別徴収事務交付金と同一視することはできず、徴収に係る事務負担も考慮していただきたい。

■参加者

- 観光振興計画がある中で、新たな観光財源を導入した場合も、同計画に位置付けられた施策に充てるとの説明を受けている。宿泊税を活用する施策については、観光振興計画とは別に整理していただきたい。観光振興計画に位置付けた施策はこれまでどおり市の予算で実施し、新たに導入する宿泊税については、宿泊税を財源として実施する施策を別途設定するべきではないか。既存の施策や予算と混在させると、宿泊税が何に使われているのか分からなくなる。
- 市街地ではビジネス目的の宿泊者が多く、宿泊税をどのように説明するかが課題となる。宿泊税の説明方法については、米沢市として考え方を整理していただきたい。東京都のように、ごみや上下水道の利用等を理由として説明する方法しかないのか。当ホテルでは宿泊者の約 9 割がコンビニ等で食事をしているため、そのような状況で宿泊税を観光に充てると説明しても、納得を得ることは難しい。

■参加者

- 宿泊税が宿泊事業者を守るための税であれば納得できる。入湯税についても、本来は鉱泉源の保護を目的とするものだが、これまで十分に活用されてこなかったため、温泉事業者としては不信感がある。
- 日帰り観光客が多い現状を市も認識しているにもかかわらず、日帰り観光客からではな

く宿泊者から集中的に徴収することは、公平性の観点から問題があるのではないか。

- 現在、旅館の廃業が進んでいる。宿泊者数が減少すれば税収も減少するため、観光振興を目的とするのであれば、宿泊事業者のみから「狭く深く」徴収するのではなく、道の駅や飲食店等を含め、より広く浅く徴収する方法も検討すべきである。
- 宿泊者からすると「米沢では追加料金が発生する」という認識になる。これまでは入湯税のみであったが、宿泊税を導入すれば宿泊料金に加えて新たな負担が発生する。利用者は OTA での予約時に宿泊料金等を比較しており、価格の変化に敏感である。
- 宿泊税以外の観光財源と宿泊税を分けて検討すること自体は理解できる。ただし、分けて検討した上で双方を導入するのか、その他の財源も含めて同時に導入するのか、今後の考え方を確認したい。

■参加者

- 観光財源が逼迫していることは理解しているが、「財源が不足しているから宿泊税を導入する」という考え方には疑問がある。財源が不足しているのであれば、より広く浅く徴収できる方法を検討すべきであり、宿泊税ありきの考え方には同意できない。
- 観光施設の老朽化について、現在検討している宿泊税の税収を充てるということと理解しているが、旅館やホテルから徴収した税を市所有の観光施設の修繕等に充てることには疑問がある。それよりも、宿泊施設に直接関係する施策の割合を増やすべきではないか。
- 現在、入湯税は OTA 上で設定できないため、宿泊施設が口頭で説明し、現金等で徴収している。全国のホテル・旅館の団体において OTA 事業者と意見交換を行った際、宿泊税を OTA の料金に含めることができないか確認したが、自治体ごとに制度が異なるため、現時点で一律にシステムへ組み込むことは難しいとの回答であった。
- 宿泊税を導入した場合、口頭で説明して徴収する方式となれば、入湯税と宿泊税の双方について説明する必要があり、宿泊施設の事務負担が増加する。現在でも入湯税を知らない宿泊者があり、その都度説明が必要となっているほか、頻度は高くないもののクレームにつながる場合もある。宿泊税の導入によりオペレーションが煩雑となり、宿泊施設の事務負担や宿泊者の満足度低下につながることをないよう検討していただきたい。
- 入湯税をクレジットカードで徴収する場合には、3～3.5%程度の手数料が発生し、事業者が負担している。この点についても、宿泊税の徴収に係る事務負担と併せて考慮していただきたい。

■参加者

- ビジネスホテルでは 1 か月程度の長期滞在者もあり、その場合、宿泊税の負担額が大きくなる。「1 か月宿泊すると宿泊額はいくらになるのか」といった交渉を受けることもある。その点考慮いただきたい。
- 宿泊者から「何のための税金なのか」と問われた際に、「観光のため」という説明だけでは理解を得にくい。税の目的を明確にし、ビジネス利用者に対しても、税を負担していただくことでどのような施策を実施するのか説明できるようにしていただきたい。

○宿泊税の導入により、ビジネスホテルからも相当額の税収が発生する可能性があるため、市内ホテルの意見を集約していただきたい。

■参加者

○レジシステムの改修に係る補助制度等を設ける予定はあるのか。

■市役所

○仮に宿泊税を導入するとなった時に、レジシステム改修に対する補助制度は当然必要と考えている。導入するとなった場合は同時に補助制度は設ける想定でいる。

■参加者

○宿泊税を宿泊者の増加に直接つながる施策ではなく、基金を含む観光全般に活用するとの説明では、既存事業の財源の穴埋めに使われるように見える。「既存事業の穴埋めにはしない」「宿泊者増加のために適切に活用する」ということを事業者が確認・評価できるよう、運用上の仕組みを示していただきたい。

○宿泊税を導入するのであれば、宿泊者増加につながる施策を実施するように、ガバナンスを確保する仕組みが必要である。使途だけでなく、どのような体制・手順で運用するのかについても説明していただきたい。事業者としては、使途と運用方法を一体として示していただかなければ、納得することは難しい。

○宿泊税を導入しないという選択肢はあるのか。宿泊税を徴収せず、徴収する税額分で宿泊事業者が宿泊業の実態に即した形で活用した方が、宿泊者にとっても有益ではないか。その考え方を覆すだけの具体的な使途やガバナンスが示されなければ中々理解はできない。

■市役所

○宿泊税の導入が市として決まったわけではないため、導入の有無の判断については現時点でお答えできない。

■参加者

○このような意見交換の場を設けていただいたことは評価している。制度が決定した段階ではなく、検討段階から、検討委員会だけでなく幅広く宿泊事業者の意見を聞いていただけたことはありがたい。

○鶴岡市では、検討委員会を 10 人程度で構成しうち 8 人を宿泊業界からの委員で構成し、最初の議題を入湯税とし、入湯税についての議論が終了するまで次の議題に進まない形で検討している。

○県のみが税を導入した場合、市に恩恵があるか分からないという説明があるが、宿泊事業者としても、宿泊税が事業者に還元されるのかという疑問を持っている。入湯税について、少なくとも 10 年間、鉱泉源の保護に活用されてこなかった。入湯税の税収を観光振興に活用してきたとしても宿泊者数が増加していないという実績がある中で、過去の観光振興計画に基づく施策に宿泊税を充てることで、宿泊者数が増加するのか疑問である。

○「既存事業の付け替えではない」との説明について、何をもって付け替えではないと判

断するのか明確にしていきたい。例えば、上杉まつりの中で新たなイベントを実施した場合、それは新規施策となるのか。また、付け替えではないことを、どのような仕組みで担保・検証するのか示していきたい。

- 観光振興計画に位置付けられた施策は通常の一般財源の予算で実施するものであるため、宿泊税が導入されれば先ほどの一般財源の予算に余剰が生じ、その財源が別の用途に使われる可能性があるのではないか。
- 宿泊税を観光振興計画記載の施策に充てることが適切なかは自治体の考え方による。長門湯本市では入湯税の税収の半分を基金に積み立てている例もある。必ずしも観光振興計画に充てる必要はなく、使途を明確にした上で柔軟に運用すべきではないか。
- 組織や財源を分けて管理することが、事業者の信頼につながると考える。
- 市長から「投資」という言葉が出ているが、その投資が本当に成果につながるのか、特定の施策に偏って失敗することがないか懸念している。「投資」の具体的な内容についても明確にしていきたい。例えば、道の駅へのホテル建設等に税収を充てるなどということは避けていきたい。
- 数年後に制度の見直しを行う場合においても、事業者の意見を聞かずに使途等を変更することがないよう、事業者が関与できる仕組みを検討していきたい。
- 観光財源については、駐車場等の利用者や観光事業者、コンベンション協会等から負担を求める方法も検討すべきではないか。コンベンション協会の財源不足についても、市の予算で補うだけでなく、会費を引き上げることなど、観光関係者が負担する方法も考えられる。
- 宿泊税の使途について、例えば税収 2,000 万円までは宿泊事業者及び宿泊者への還元限定し、2,000 万円を超えた部分について他の観光施策に活用するなど、優先順位を明確にすれば理解しやすい。
- 市議会においても「観光だけでなく一般にも使えるように」といった意見が出ていると聞いているが、まずは宿泊者・宿泊事業者への還元を最優先としていただきたい。
- 基金を積み立てる場合、誰が、どのような手続で使途を決定するのか。入湯税とは別の基金となるのか。基金の使途を誰がどのように決定するのかによって、宿泊税に対する賛否も変わる。
- 土日等に宿泊税に関するクレームが発生した場合、本来は、宿泊事業者が対応するのではなく、市役所又はコールセンターへ問い合わせていただく体制であるべきであるが、実際にはそのような体制の構築は困難であるので、そういったクレーム対応の業務を宿泊事業者にお願いするということを認識していきたい。

■参加者

- 使途については、何が不足しており、どの分野に活用するのかを示しているものと理解しているが、これまでの施策と何が異なるのか分かりにくい。
- 市所有施設の修繕に宿泊税を活用するとの説明があったが、宿泊税を導入するのであれば、宿泊者数の増加を目指す具体的な事業が必要である。
- 宿泊税、入湯税ともに、訪問者が増えなければ税収は増加しない。宿泊者を増加させることで地域経済の活性化にもつながるため、宿泊者の増加を最優先に位置付けること

が重要である。

- 宿泊事業者が財源を生み出すのであれば、使途の決定、施策の評価、制度の見直しについても、事業者が参画できる仕組みが必要ではないか。
- 特別徴収事務交付金について、クレジットカード等の決済手数料が 3～3.5%程度発生していることを踏まえると、3%以下の交付となるとそれは不十分である。

9/1 (火)

■参加者

- 将来の財源を確保する必要性については十分理解している。一方、現場の感覚としては、物価や光熱費、人件費が高騰する中、値上げをするにしても、例えば 100 円の値上げであっても、お客様にどのような影響があるのかを慎重に考えている。今回、宿泊税を導入することによって、既存のお客様にどのような影響が生じるのかという点についても考慮し、十分に検討していただきたい。
- 「今を生き残るためにどうするのか」という視点と、「将来に向けた投資」という視点の 2 つの軸で、検討を進めていただきたい。

■参加者

- 宿泊税による税収の目標額がどの程度なのか、また、その使途を明確にした上で導入していただきたい。「観光財源が不足しているから」という理由だけで、単純に新たな税を導入することには反対である。導入するのであれば、使途や達成すべきゴールを明確にしてほしい。
- インバウンドの誘致について、銀山や蔵王など、強みのある観光地に外国人観光客が訪れることは理解できるが、米沢市自体にインバウンドを呼び込める観光資源があるのか疑問に感じる。
- 観光財源の確保ということであれば、例えば祭りの経費が増加しているのであれば、シャトルバスを有料化したり、駐車場を有料化したりするなど、利用者に負担を求める方法についても検討してはどうか。

■参加者

- 民間企業では、事業を実施する際には目的を明確にし、それに基づいて予算を組むものだと思う。しかし、今回示されている新たな観光財源については、内容が大まかすぎて、何を目指し、何に使いたいのかが分かりにくい。入湯税についても、これまで使途が不明確だったという印象がある。そのため、宿泊税を新たに掲げられても、必要性が実感しにくい。
- インバウンドの需要を十分に獲得できていないとの説明があったが、これまでコロナ禍や世界情勢など、さまざまな困難があった。その中で分かったこととして、インバウンドよりも国内需要を強くしていくことが、持続可能で安定した経営につながると考えている。目に見えないインバウンドをどのように呼び込むかということではなく、国内需要を高めるために米沢市として何ができるのかを考えてほしい。
- 現状、日帰り観光客が多いとの認識であり、祭りなどの経費が増加しているにもかかわらず

らず宿泊につながっていないのであれば、どこに負担を求めるのが適切なのかについても検討していただきたい。

- 現在、ガソリン価格が 1 円上がるだけでも気になるような状況である。旅行需要を高めるためには、むしろハードルを下げていくべきであり、宿泊税を導入することで旅行のハードルが上がることについては、慎重に考えていただきたい。

■参加者

- 使途が分かりにくくなっているのは、現在の大項目のタイトルが曖昧であることが一つの要因だと思う。例えば、「宿泊事業の強靱化」や「宿泊者への還元」といったタイトルで、予算の半分以上を充てていることが分かれば、より理解しやすい。もう少し「宿泊」という言葉を前面に出すべきではないか。
- 宿泊関連事業に充てる予算額の割合を条例に明文化できないか。初年度は多く予算を充てても、2 年目以降に減ってしまっては意味がない。「最低何割を充てる」といった記載があれば、宿泊事業者としても導入を後押ししやすくなる。
- 宿泊税を導入することで、本来の予算が別の予算に振り替えられることがないような仕組みはないのか。既存予算の維持をどのように担保するのかについても検討してほしい。例えば、過去 2～3 年程度の観光予算額の平均値を基準として、そこから極端に減少しないよう、条例の段階で担保することはできないか。「何%までの減少にとどめる」といった仕組みがあってもよいのではないか。新たな税を課す以上、既存の予算額を担保することは大義として必要だと思う。「予算が足りないから宿泊税を導入する」のに、導入後に既存予算を減らして、結果としてまた財源が不足するのでは意味がない。
- 宿泊税の使途について、国の補助金なども活用できるようにしてほしい。補助金を取りに行く際に、宿泊税の税収を何らかの形で活用できるようにするなど、事業者や地域の自走を後押しする仕組みとしていただきたい。
- 今後、制度の見直しが行われる際の担保も必要である。現在の観光課の担当者が全員入れ替わることもあり得る。その際に、これまでの議論を無視して全く異なるルールになってしまうことがないようにしていただきたい。
- 宿泊税を一般財源とは別の財布で管理し、その管理に宿泊事業者なども関与する組織を設け、事業者からの要望をもとに事業を組み立てるような仕組みは考えられないか。

■参加者

- 宿泊料金についてはカード決済や事前決済が中心である一方、入湯税については旅館で現金により徴収している。毎日、お客様に説明し、納税していただいている状況である。宿泊税を導入するのであれば、宿泊税についても別で現金で徴収する形で検討していただきたい。ビジネスで宿泊される方については、宿泊費を会社の経費としてまとめて支払う一方、税金だけを個人で支払うケースがあるが、宿泊事業者としては、現金での徴収の方が、手数料などかからず負荷が減る。
- 例えば、20 名以上の団体であれば宿泊税を免除するなど、集客につながる仕組みがあればよいのではないか。米沢市で体育大会などが開催される場合に免除するなど、団体

誘致につながる制度についても検討してほしい。

■参加者

- 物価高について話があったが、宿泊料金を値上げできるかという、非常に厳しい状況である。そのようなことを考えなければならない時期に宿泊税の話が出てきた。宿泊税そのものに反対しているわけではないが、導入時期については時期尚早ではないかと考える。
- 宿泊税の使途についても、漠然とした内容ではなく、「これを実施するために宿泊税を導入する」という具体的な説明がなければ、事業者として納得しにくい。ウィンタースポーツなどが施策として挙げられているが、これまでも実施してきたのではないか。これまでの取組によってどのような効果があったのかを示してほしい。目的や施策を明確にしなければ、事業者として協力することは難しいと考える。
- 日本全体でインバウンド誘致が進められているが、インバウンドに頼らない米沢独自の観光も必要ではないか。特に台湾市場について記載があるが、全国の自治体が誘客に取り組んでいる中で、台湾だけに絞るのではなく、もう少し対象を広げてほしいのではないか。

■参加者

- 温泉地域についての施策が記載されているが、当施設は温泉地域ではない。そのため、温泉地域以外の宿泊事業者にも税収が活用されていることが分かるような使途を検討しているのか伺いたい。具体的には、コロナ禍の際に全宿泊施設を対象とした宿泊キャンペーンがあったが、そのように宿泊事業者全体に税収が活用されていると実感できる施策を検討しているのか。
- 宿泊税の導入によって実質的な値上げとなるため、宿泊税を導入していない地域にお客様が流れる懸念がある。そのような影響について、どのように想定し、対策を考えているのか。今年、福島県で観光キャンペーンが実施されているが、それによってお客様が福島県に流れていると聞いている。お客様は他地域との料金差を気にするため、その点についても考慮していただきたい。

■参加者

- 様々な状況が変化する中で、お客様も多様化していると感じている。八湯会の中でも、温泉地によって課題やニーズはさまざまである。この機会に、各温泉地が抱える課題やニーズを具現化し、優先順位を付けて、何に取り組むのか検討していただきたい。その上で、宿泊そのものの魅力を高めてほしい。
- お客様の受け入れという点では、安心・安全の観点から自然環境が大きく変化している。国立公園内で営業している中で、今後どうなるか分からない状況でも、事業者として踏ん張っている。宿泊税の徴収対象となるお客様が、安心・安全に消費活動を行い、また米沢を訪れていただけるような仕組みについても検討していただきたい。

■参加者

○我々のホテルではビジネス利用客が多く、観光での利用は少ない。他方で、少しでも米沢の観光には貢献したいと思い、パンフレットなどを置かせていただいている。各温泉地のパンフレットなどをおかせていただき、ビジネスでいらっしゃった方がプライベートで米沢に再訪いただけるといったことの一助になればと思っているので、パンフレットなどがあればいただけるとありがたい。

■参加者

- 仮に宿泊税が導入されて宿泊料金が上がるとなると、ビジネスの方であれば出張規定があり、500 円上がると規定を超えてしまうなどもある。値段設定についてはシビアなところがあるので、そのようなこともご認識いただきたい。
- 米沢は、宿泊者数が伸びているわけではなく、減っているという現状の中で宿泊税を徴収しようとしているということについては、辻褄があっていないと感じた。宿泊事業者は日々より多くの方に米沢に来ていただけるように工夫をしていると思うので、そのようなことに対して追い風となるような施策を検討いただきたい。

【(4) 閉会】